

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

府中市空家等対策計画の章立て（イメージ）

第1部 計画の概要

- 第1章 計画の背景・目的、**基本方針**、計画期間
- 第2章 対策に係る法令・例規等
- 第3章 計画の位置づけ
- 第4章 対象とする地区、空家等の種類

第2部 現状

- 第1章 府中市の概況
- 第2章 国や東京都の動き
- 第3章 住宅土地統計調査
- 第4章 市で把握している荒廃した空家等

第3部 対策の進め方

- 第1章 実施体制
- 第2章 調査
- 第3章 適正管理の促進
- 第4章 空家等の跡地の活用促進

第4部 府中市空家等対策協議会

- 第1章 構成
- 第2章 所掌事項
- 第3章 開催の流れ

第5部 特定空家等

- 第1章 特定空家等に対する措置
- 第2章 その他対処

第6部 相談への対応

第7部 その他

【巻末】資料、索引